

都城市卓球協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、都城市卓球協会（以下「会」という。）と称し、宮崎県卓球協会都城支部を併称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を事務局長所在地に置く。

(目的)

第3条 本会は、当地方における卓球競技の普及発展と技術の向上を図り、心技体の高揚を通して、健全なスポーツマンの育成に資することを目的とする。

(資格)

第4条 本会は、当市卓球界を統括し代表して交渉権を有するアマチュアスポーツ団体である

第2章 事業

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 当市卓球界を代表して、宮崎県卓球協会並びに都城市体育協会に加盟すること。
- (2) 当地方愛好者のための各種卓球大会を主催すること。
- (3) 当市で開催される各種卓球大会を共催、主管又は後援すること。
- (4) 対外試合に参加するために必要な予選会等の開催及び代表選手の決定、派遣に関すること。
- (5) 卓球に関する研究、選手強化及び講習会等を開催すること。
- (6) 卓球に関する各種記録、資料等を整理保存すること。
- (7) その他、本会の目的に沿って必要な事業を行うこと。

第3章 構成

(会員)

第6条 本会は、当市（近郊を含む）に所在する事業所等〔団体〕及び居住又は勤務する愛好者〔個人〕をもって構成し、入会退会は、学生を除き自由とする。

(権利及び義務)

第7条 本会の会員は、次に掲げる権利及び義務を有する。

- (1) 各種案内状及びその他の刊行物の配布を受けること。
- (2) 本会が主催する各種行事に参加すること。
- (3) 卓球に関する指導、援助等を受けること。
- (4) 本会の理事会へ役員を選出し、役員として運営に携わること。
- (5) 毎年度、期日までに別に定める会費を納めるとともに、本会の目的達成のために協力すること。

第4章 役員

(構成)

第8条 本会に次の役員を置き、本会事業の企画及び実行にあたるものとする。

| | | | |
|----------|-------------|----------|----------|
| 会長 1名 | 副会長 若干名 | 顧問等 若干名 | |
| 理事長 1名 | 副理事長 若干名 | 常任理事 若干名 | 理事 20名程度 |
| 会計（理事兼任） | 監事 2名（理事兼任） | | |

(選任)

第9条 役員を選任は次の通りとし、任期は1年とする。但し、重任、再任は妨げない。

- (1) 会長及び副会長は、理事会で推挙する。
- (2) 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- (3) 理事は、全会員の中から、適宜の方法で選出する。

- (4) 会計及び監事は、理事会で選出する。
- (5) 顧問等は、必要に応じて会長又は副会長が推薦し、理事会の同意を得る。

(職務)

第10条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行又は代決する。
- (3) 理事長は、本会の業務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐して業務を分掌し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (5) 常任理事は、会長の指示及び理事会の決議に従い、主任として業務を担当する。
- (6) 理事は、会長の指示及び理事会の決議に従い、業務を分担する。
- (7) 会計は、本会の会計事務の一切を司る。
- (8) 監事は、本会の会計を監査し、その結果を理事会に報告する。
- (9) 顧問等は、重要な会務について会長の諮問に応じ、役員の相談役となる。

第5章 決議機関

(構成)

第11条 本会の決議及び執行機関として、「理事会」並びに「常任理事会」を設ける。

(理事会)

第12条 理事会は、理事長以下全役員をもって構成し、原則として年1回、会長が召集する。

(審議事項)

第13条 理事会においては、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選任
- (2) 事業報告及び計画
- (3) 予算及び決算
- (4) その他の事項

(常任理事会)

第14条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び常任理事をもって構成し、必要に応じて開催し、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 緊急を要する事項
- (2) 各種行事の運営の詳細
- (3) 理事会で委任された事項等

第6章 会計

(経費)

第15条 会費、参加料及び補助金等をもって支弁する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月から翌年3月までとする。

(監査)

第17条 本会の収支は、年1回監査を受けて、理事会に報告する。

第7章 雑則

第18条 本規約に明文のない事項は、全て理事会又は常任理事会において協議する。

第19条 本規約の改廃については、理事会の審議を経るものとする。

第20条 本規約は、平成11年4月から改正実施する。

[制 定] 昭和22年4月1日

[一部改正] (1) 昭和28年4月 (2) 昭和35年4月 (3) 昭和42年4月
(4) 昭和51年4月 (5) 昭和59年4月 (6) 昭和61年4月
(7) 昭和63年4月 (8) 平成11年4月